

参議院農林委员会會議録第四十九号

昭和二十七年六月十一日(水曜日)午後
二時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 加賀 操君
山崎 恒君
岡村文四郎君

委員

滝井治三郎君
片柳 眞吉君
島村 軍次君
三浦 辰雄君
小林 孝平君
三橋八次郎君
小林 亦治君
松永 義雄君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
常任委員 会専門員 倉田 吉雄君
農林省農地局管 和田 正明君
理部農地課長

本日の会議に付した事件

○農地法案(内閣送付)
○農地法施行法案(内閣送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

本日は昨日に引続いて農地法案、同施行法案の両案を議題といたします。昨日御要求のあつた資料が提出されましたので、この資料に基いて説明を聴取した後質問に入つて頂きます。なお

本日衆議院で両案の採決があるようでありますので、そちらへ農地局長は行つておられますので、その辺御了承をお願いいたします。それじや和田農地課長。

○説明員(和田正明君) お手許にお配りをいたしました資料につきまして若干御説明を申し上げます。「農業現金純収入が家計費現金支出をまかないうる最低限の規模」という資料、これは統計調査部で作つております農家経済調査を基礎にいたしまして、昭和二十五年度までの資料がございましたので、昭和二十五年度の資料を使ひまして計算をいたしましたのでありますが、家計費を農業所得だけで賄ひ得る最低限の面積を一応計算いたしましたのが、その横書の一番左に地区別に書いてございます数字でございます。例えば東北におきましては一町九反の経営面積がありまゝの場合には農業収入だけで一応家計費を賄ひ得るという数字になるわけでありまして、これから上になれば農業収入だけで一応家計費を賄つて更に黒字が残るけれども、この面積以下である場合には家計費を賄うのに他の農業以外の収入がなければならぬというところでございます。その次の欄に「耕地広狭別」と書いてございますのは、御承知のように農家経済調査の数字が一町から二町までとか、或いは一町から一町五反というふうに幅を広く書いてございますので、それをそのまま参考までに挙げましたわけでありまして、で括弧を書いて数字が書いて

ございますのは、この階層での家計費の総額でありまして、単位は円でございまして、例えば東北の一町から二町までの農家の家計費は九万六千二百六十九円と、こういうことであります。以下ずつとそういう場合の農家の経営構造を書いたものでありまして、家族員数としては平均値として七・八五人あり、そのうちで農業に従事する者が三・五五人で、その場合の経営耕地の内容は一毛田が一町二畝、二毛田が一畝、それから普通畑が三反六畝、果樹園が四畝、桑園が三畝と、その他の園地或いは牧草畑、採草地、山林原野、雑草地というように書いてあるわけでありまして、経営耕地のこういう農家だという大体の御参考の数字を載せたのであります。それからこの表の次の頁にございましては、地区別に書きましたもので、その地区に属する県を大体御参考に挙げておきました。但し北海道につきましては農家経済調査の収支計算ができておりませんので、ここに挙げる事ができませんのでした。

それからもう一枚縦書のたくさん数字を書きました一枚刷りがございまして、これは上のほうに書いてございまして、昭和十二年に農林省が地方事情調査員をして調査をいたさせました、全国千個の農村につきまして、大体村で中等程度の生計を維持しておつて、而もその収入が主として農業から上げられてゐるものが大体どのくらいか、というところを調査いたしましたその表でございまして、一応農村、山村、漁村に分けて調査町村数が書いてあります。そのあとに書いてございまして標準耕地面積はこれらの調査員の報告の平均数字でございまして、従つて必ずしも科学的な基礎に立つたものではなく、多分に調査員の勘が働いた数字ではないかというふうに考えられます。このほか昭和十六、七年頃に当時の帝國農会をして調査をさせましたものがあつたが、その場合にも調査の基準を示しまして、町村の調査員から同じような基準、つまり村で中等以上の生計を営んでおつて、而もその収入が農業だけで上げられてゐる農家の経営規模を報告させまして、平均値をとりましたものがございまして、これより若干面積が上廻つておるようであります。一応この表の御説明はそれだけにしまして、もう一つ「農地法政令規定事項中主なもの」というのを御配りをしてございまして、二枚目の……。

○委員長(羽生三七君) この四枚ほど綴じたやつです。ミスプリントがある。そのうち訂正してくれらるやうです。○説明員(和田正明君) 四枚ほど綴じましたものの二枚目の裏側の頁、第九のところにミスプリントがございまして、恐縮でございますが御訂正願ひます。二枚目の第九のところでは、河川法その他つと法令が並びまして、終りから三行目のところに「森林法」がございまして、その中で「第二十六

は最低限度三反歩、最高限度三町歩につきましてその権利取得を、耕作又は養畜事業が適正と認められます場合には最高限の三町歩或いは最低限の三反歩という制限にかかわらず、例外として許可をいたすことにいたそうと、このように考え方を改めます。失礼いたしました。今申上げました三反歩のはうは？の第五号のはうでございまして、第三号、第四号と申しますのは、第三号が農地についての最高限の三町歩、それから四号が牧野についての最高限の五町歩のはう、それで二が最低限の三反歩の例外規定であります。従いまして例えは二のはうで申しますと、昨日農地局長から説明いたしましたように、最低限を原則として三反歩にいたしておりますが、半旗半旗の地方とか、非常な山村でその部落の経営面積が例えは一反五畝といった場合には三反の制限にかかわらず、その部落では一反五畝でよろしいというような例外を作ります。例えは専業農家として今後伸びる可能性のあるような農家については三反未満であっても例外として所有を認めよう、といううことでもあります。

それから「第三」は別に大した規定ではございません。土地で五千円前後という価格を、この政令で書くように予定いたしましたしております。

この部分は放牧採草地として残すといううなことを、略図等で明示をいたそうという考え方であります。それからあととつと非常に簡単な規定でございまして、省略いたしました。三枚目の終りのほうにございまして「第十三」であります。これは法案の第八十条に該当いたしますが、主として未墾地の買収を完了いたしましたものの中で、開墾のできませんいわゆる開墾不用地を旧所有者に返還いたします。場合のものであります。で、そのほかに買収をいたしましてから農民に売却をいたします前に、小学校の敷地にいたしましたものとか、或いは農業協同組合の建物に必要でありますとか、試験場にいたすとかいうようなものがぼつぼつ出て参るわけでありまして、それらのものを下げのいたした方について一応の基準を書きましたものであります。開墾不用地の判断は、先ほどの資料としてお配りがしてないと申しましたが、法案の第四十四条の第二項の規定によりまして、未墾地の適地調査基準を定めるわけでありまして、その基準に徴しまして、該当いたしておらないものを返還するといふことが大体書いてあるわけでありまして。

○説明員(和田正明君) その点は現在も次官通牒で指示をいたしておるのであります。御承知のように新規に開墾をいたしまして入植をいたす農家ではありますので、その後の生活を立てて参りますためには、各方面からの非常な強い援助が必要であります。関係で、一部の委員の中に反対意見があらましますのを強行して行くといふことが、その後の開墾地の運営上必ずしも望ましくない場合が多いので、多数決をとらないで全員が納得した上で買収をするという方針を進めておるわけでありまして、政令として出しておるわけでありまして、そこに書いてございいますように審議会は都道府県知事が会長でありまして、知事の任命する委員三十人以上でございまして、昨日局長から御答弁申上げましたように、都道府県の農業委員の委員を六名加えるために定員を三十人から三十五人に増加をいたし、それから委員六名は都道府県農業委員会の委員を当てなければならぬといふことを明記したという趣旨であります。で、都道府県農業委員を六名加えて、委員の定数が三十五人で五人しか増えておらないので一見奇異に見えますが、現在三十人以内の委員を置いておりました。委員の数が二十九人でありまして、六人を加えて三十五人以上といふふうに改めることにいたしましたわけでありまして。

○小林亦治君 これも昨日の質問の蒸返しになるかと思うのであります。農地関係の三つの基準法が今年の十月の二十五日で失効になるので、それに代る単行法として本法案が必要であることは私も認めておるんであります。従来申上げたところの将来の農政といったような面から本法案を眺めて見ますといふと、その要請にあられていないといふのが、先ず私どもの不満の最大のもの一つなのであります。そこでいろいろ細かい異体的な理由は追つて申上げることにはいたして、然らば本法案をどういふうに直したならば私どもの狙つておるところの将来の農政にマッチするような法律ができるかと申しますと、その根本が先ず本法案の第一条なのであります。この第一条の、これは言うまでもありませんが「耕作者の地位の安定」、この次に「及び農村居住者の生活安定」といふことを加えてもらいたいといふことなのであります。従いましてこの第四十四条の場合も同様なのであります。第三章、未墾地等の買収及び売渡、第一節、買収、その第四十四条なのであります。その一行目の「国営を安定させるため」の次に、やはり「及び農村居住者の生活安定のために必要あるときは」と、このようにふり直してもらいたいのです。その理由はこれは又従来申上げたように、将来の農政の基本は、農村居住者には専業農家でなくとも未墾地開放のとき場合には土地を与ふるの農政をとらなければならない。ましてこの法案に別表と

それから「第四」は、価格につきまして未墾地の関係の政府の買収価格を書くわけでありまして、これは現在買収価格の千二百八十倍で買収いたしておりますが、固定資産税の評価額がそれを上回るようになりまして、この法案施行後改めて固定資産税の評価程度で買収いたすように規定をいたすという趣旨であります。それからあと、その間に法案の第四十四条の二項にありますが、未墾地の買収適地の選定基準の政令を書かなければならぬわけでありまして、これは今日資料が間に合いませんでしたので、別のときに改めて提出をいたす予定であります。それから第六十二条の二項の政令、第六のところでございまして、これは土地配分計画、開拓計画のことでありまして、これを農林大臣が定めます。場合と、都道府県知事が定めます。場合とに分けてあります。大体現在十町歩未満の、北海道では四十町歩未満の小地区のものについては知事が定めまして、それより大きなもの、主として開墾建設工事その他の工事を必要といたします地区については、国でみずから定めておるわけでありまして、その配分をきこうという規定であります。それから二に書いてございまして、これは、土地配分計画にはどういふことを書くかといふことでありまして、どの部分は増反者に渡す、どの部分は入植者に渡す。この土地のこの辺は道路になり、この辺は開墾して農地にし、

それから次の「第二」にございまして、それは、法案の第十二条と対応いたす規定であります。不在地主或いは在村の一町歩以上の不耕作地主が発生いたしました場合には、強制譲渡手続によつて一定期間に売却するようにさせるわけでありまして、その一定期間中に所有者のほうで売却を終わらせませんでした場合に政府が買収します場合の対価を考へておるわけでございます。現在の小作料を資本還元をいたしました価格、大体十九円四角の貨賃価格の

それから次に一枚刷で「都道府県開拓審議会令改正案」というのがございまして、これは昨日小林委員から御質問のございまして開拓審議会に農業委員を正式なメンバーとして加えます。ための改正規定であります。都道府県開拓審議会令と申しますものは、現在開拓資金融通法に根拠を置きまして、政令として出しておるわけでありまして、そこに書いてございいますように審議会は都道府県知事

が会長でありまして、知事の任命する委員三十人以上でございまして、昨日局長から御答弁申上げましたように、都道府県の農業委員の委員を六名加えるために定員を三十人から三十五人に増加をいたし、それから委員六名は都道府県農業委員会の委員を当てなければならぬといふことを明記したという趣旨であります。で、都道府県農業委員を六名加えて、委員の定数が三十五人で五人しか増えておらないので一見奇異に見えますが、現在三十人以内の委員を置いておりました。委員の数が二十九人でありまして、六人を加えて三十五人以上といふふうに改めることにいたしましたわけでありまして。

○小林亦治君 これも昨日の質問の蒸返しになるかと思うのであります。農地関係の三つの基準法が今年の十月の二十五日で失効になるので、それに代る単行法として本法案が必要であることは私も認めておるんであります。従来申上げたところの将来の農政といったような面から本法案を眺めて見ますといふと、その要請にあられていないといふのが、先ず私どもの不満の最大のもの一つなのであります。そこでいろいろ細かい異体的な理由は追つて申上げることにはいたして、然らば本法案をどういふうに直したならば私どもの狙つておるところの将来の農政にマッチするような法律ができるかと申しますと、その根本が先ず本法案の第一条なのであります。この第一条の、これは言うまでもありませんが「耕作者の地位の安定」、この次に「及び農村居住者の生活安定」といふことを加えてもらいたいといふことなのであります。従いましてこの第四十四条の場合も同様なのであります。第三章、未墾地等の買収及び売渡、第一節、買収、その第四十四条なのであります。その一行目の「国営を安定させるため」の次に、やはり「及び農村居住者の生活安定のために必要あるときは」と、このようにふり直してもらいたいのです。その理由はこれは又従来申上げたように、将来の農政の基本は、農村居住者には専業農家でなくとも未墾地開放のとき場合には土地を与ふるの農政をとらなければならない。ましてこの法案に別表と

それから次の「第二」にございまして、それは、法案の第十二条と対応いたす規定であります。不在地主或いは在村の一町歩以上の不耕作地主が発生いたしました場合には、強制譲渡手続によつて一定期間に売却するようにさせるわけでありまして、その一定期間中に所有者のほうで売却を終わらせませんでした場合に政府が買収します場合の対価を考へておるわけでございます。現在の小作料を資本還元をいたしました価格、大体十九円四角の貨賃価格の

それから次に一枚刷で「都道府県開拓審議会令改正案」というのがございまして、これは昨日小林委員から御質問のございまして開拓審議会に農業委員を正式なメンバーとして加えます。ための改正規定であります。都道府県開拓審議会令と申しますものは、現在開拓資金融通法に根拠を置きまして、政令として出しておるわけでありまして、そこに書いてございいますように審議会は都道府県知事

が会長でありまして、知事の任命する委員三十人以上でございまして、昨日局長から御答弁申上げましたように、都道府県の農業委員の委員を六名加えるために定員を三十人から三十五人に増加をいたし、それから委員六名は都道府県農業委員会の委員を当てなければならぬといふことを明記したという趣旨であります。で、都道府県農業委員を六名加えて、委員の定数が三十五人で五人しか増えておらないので一見奇異に見えますが、現在三十人以内の委員を置いておりました。委員の数が二十九人でありまして、六人を加えて三十五人以上といふふうに改めることにいたしましたわけでありまして。

○小林亦治君 これも昨日の質問の蒸返しになるかと思うのであります。農地関係の三つの基準法が今年の十月の二十五日で失効になるので、それに代る単行法として本法案が必要であることは私も認めておるんであります。従来申上げたところの将来の農政といったような面から本法案を眺めて見ますといふと、その要請にあられていないといふのが、先ず私どもの不満の最大のもの一つなのであります。そこでいろいろ細かい異体的な理由は追つて申上げることにはいたして、然らば本法案をどういふうに直したならば私どもの狙つておるところの将来の農政にマッチするような法律ができるかと申しますと、その根本が先ず本法案の第一条なのであります。この第一条の、これは言うまでもありませんが「耕作者の地位の安定」、この次に「及び農村居住者の生活安定」といふことを加えてもらいたいといふことなのであります。従いましてこの第四十四条の場合も同様なのであります。第三章、未墾地等の買収及び売渡、第一節、買収、その第四十四条なのであります。その一行目の「国営を安定させるため」の次に、やはり「及び農村居住者の生活安定のために必要あるときは」と、このようにふり直してもらいたいのです。その理由はこれは又従来申上げたように、将来の農政の基本は、農村居住者には専業農家でなくとも未墾地開放のとき場合には土地を与ふるの農政をとらなければならない。ましてこの法案に別表と

○小林亦治君 これも昨日の質問の蒸返しになるかと思うのであります。農地関係の三つの基準法が今年の十月の二十五日で失効になるので、それに代る単行法として本法案が必要であることは私も認めておるんであります。従来申上げたところの将来の農政といったような面から本法案を眺めて見ますといふと、その要請にあられていないといふのが、先ず私どもの不満の最大のもの一つなのであります。そこでいろいろ細かい異体的な理由は追つて申上げることにはいたして、然らば本法案をどういふうに直したならば私どもの狙つておるところの将来の農政にマッチするような法律ができるかと申しますと、その根本が先ず本法案の第一条なのであります。この第一条の、これは言うまでもありませんが「耕作者の地位の安定」、この次に「及び農村居住者の生活安定」といふことを加えてもらいたいといふことなのであります。従いましてこの第四十四条の場合も同様なのであります。第三章、未墾地等の買収及び売渡、第一節、買収、その第四十四条なのであります。その一行目の「国営を安定させるため」の次に、やはり「及び農村居住者の生活安定のために必要あるときは」と、このようにふり直してもらいたいのです。その理由はこれは又従来申上げたように、将来の農政の基本は、農村居住者には専業農家でなくとも未墾地開放のとき場合には土地を与ふるの農政をとらなければならない。ましてこの法案に別表と

に定められたところの基準を超えるところの面積がある場合、或る村落にそれを超えるところの面積が存在する場合に、これは毫も本省側が考えておつたところの基準には概ねしないのであります。そういう場合には非農家といへども開放せられたところの未墾地の買収権があるというふうにしても、それなれば、将来の農政というものは時代の要請に合うわけには参らん。逆行すると、こういうふうな考えでおります。まあこれに対する政府側の御意見を伺つておきたいと思つたのです。

○説明員(和田正明君)

大変な根本問題でございますので、私からお答えをいたしますことが適當かどうかかわからないのでありますが、昨日農地局長が御答弁を申上げておりましたように既存の農地について考えますと、やはり日本の場合には非常に農地の面積が不足をいたしまして、それに比べまして農家の戸数が多いということがやはり一つの問題になつておるわけであり、日本の零細農業をどうするかというふうなことは、しばしば問題であつたわけでありまして、乏しい農地でありますので、でき得べくんば兼業農家等なしに純粹に専業として農業で生きて行く人に先ず与えるということを考へて行くべきではないか。勿論その場合に兼業農家といへども生存をして参らなければなりませんわけでありまして、それをあえて否定するということではないのであります。新たに売りに出た農地がある場合には、専業の農家がより伸びて、より経営の基礎を合理化するということを前提に考へたわけでありまして、勿論経営面積の小さい農家でありまして、先ほ

ど政令事項でちよつと申上げましたように、原則としてはそうであるけれども、例外的にはこれも場合によつて見参らうという考え方に立つておるわけでありまして、なお六十四条の問題にからみまして、御質問があつたわけでありまして、未墾地を売却します場合には、純粹に入植をいたしますものと、地元農家に若干の増反部分を与えて経営面積を拡大して参ります場合と、二つの売却の仕方があるわけでありまして、純粹に入植をいたしますものにつきましては、農家の二三男でありますとか、その他の希望者で将来農業をやつて行ける見込みのある者につきまして売却しをいたすわけでありまして、その場合には現在三反未満の経営をしておるとか、しておらないとかということは、一応考慮外において、入植者の適不適を選定いたしておるわけでありまして、地元増反の場合につきましても前段申上げましたと同様の趣旨で、極力専業農家としての経営の基礎の合理化ということを優先的に考へておるわけではあります。が、法案の第六十四条の但書にも書いてございまして、当該開拓地区区内で、例えば野鍛冶でありますとか、医者でありますとか、産婆でありますとか、といふに、その農村の有様とての生活上必要欠くことのできない人のためには、たとえ専業として農業に精進する見込みがありません者についても、自家用の食糧を自給し得る程度の農地を開拓地として与えるということは考へておるわけでありまして、専業でなければ売却しをいたさないという、原則はそうでありまして、けれども、例外的には必要な場合には

逐次これを取入れて行くという考え方をいたしておるわけでありまして。

○小林治君 あとから伺おうと思ひまして六十四条のほうは残しておきましたのですが、今御説明がありまして、この、やはりさつき申上げましたように、考へ方から六十四条の一行目ですが、これもやはり修正を希望しておるわけですが、それはこの一行目の「自作農として農業に精進する見込みのあるものうちから」、これを「当該土地の耕作に精進する見込みのあるもの」と、こういうふうにしてもらいたいと思つたのです。やはりこの六十四条は正面から申しますれば、「農業に精進する」ということは、これは専業農家を指しておるわけでありまして、専業農家でないものであり「当該土地の耕作に精進する見込みのあるもの」というふうにしてもらいたいと思つたのです。今の御説明では医者でも産婆でも、その居住者で而も農業に精進する見込みのあるものと、こういうふうにおつしやるのです。が、医者や産婆は専業農家でないんです。どうして本来的な職業がほかにあるものであります。そういう場合にはやはりこの規定では、医者とか産婆とか理髪屋とか、そういうものには与えるわけにはいかん。やはり当該土地の耕作に熱心になり得るものというふうにして頂かんと、今議長がおつしやるようなわけには参らん。これもでき得べくんばさつき申上げましたように修正したい、こういうふうな考へております。その理由は先ほど申上げましたように、将来の農政の根幹政策として、農村居住者であつて、その耕作を熱心に求める者に所要の未墾地を与えるという、これは是非必要なのであります。これからの増産のためには現在のところでは、土地改良ということが大きな政策になつて上つておることは、これは御案内の通りであります。これと相並行して現在あるところの六百万町歩の未墾地の開放でなければならぬと思つております。これを断行するためにはまあこれは正面から申上げますれば、結局この山林の開放ということになるのです。現在の三法によつても山林の開放の余地はあります。が、基本的にはないのであります。いろいろ紆余曲折の手続を経なければ山林の買収ということではできないわけでありまして、これを基本政策に直せば国は義務としてやらなければならぬという建前になりますので、私どもの政党内では山林原野の開放ということをやっているのはそのためなんです。これなくしては現在ありますところの六百万町歩の適地の開放というものはできないのであります。是非これを断行してもらいたい、その手始めではあります。が、そういう事態を迎えつつある今日のこの改正法案を前にして、やはりそれに副するような内容を盛つて行かなければ、逆にこの法律によつて将来展開せられるところの政策を封じ込むようなことがあつては相成らんのので、是非この政令によつて不足を補うようなことではなくて、基本法に盛り上げて参りたいというのがこの修正案なのであります。そのためには私も本法案の修正を考へておるんであります。先ず何よりも政府側のそれに対するところの熱意なり誠意がなければ、やす／＼と修正もできないのであります。まあ念のためにそれを伺つておくようなわけではあります。

○説明員(和田正明君)

六十四条の点につきましては、私の御説明の言葉が足りませんでしたために、若干補足をさせて頂きたいと思つたのであります。が、先ほど申上げましたようにこの条文の前段の本文の「自作農として農業に精進する見込みのあるものうちから」云々ということが書いてございまして、但書はこの言葉を排除いたしました趣旨でありまして、いわゆる専業農家として伸びるということではなくして、そういうものでなくとも、村として必要な業務に従事する者に対しては売却しをするんだという趣旨でございまして、大体おつしやいますように、その土地で農業に精進できるといふ趣旨で書いたつもりでおるわけでありまして。

それから前のほうの、三反歩以上現在持つておらなければ買えないのだという規定についての御意見でございまして、例えば昭和二十五年の農業センサス等を見ます場合に、三反未満の農業経営を営んでおる農家のうち約六〇％はやはり第二種兼業家という統計もございまして、専業農家としては三反未満は二〇％程度がおるだけでありまして、で、これらの人は専業として勿論それらの面積で十分であるというところはございせんので、農地が売りに出された場合には、これらの人が買受けを希望するならば買つておるわけでありまして、最初に御説明をいたしました資料等によつて見ましても、副業経営で、むしろ農業収入よりもほかで高い収益を挙げているようなものが、やはり農家として呼ばれておるわけでありまして、やはり農業の問題

としてはどちらに重点を置くかと申せば、專業として農業で生きて行くというものに対して、経営の基盤の合理化を図つて行くことを先ず重点に置いて、原則的に考える。それ以外のものでない場合は例外的に認めて行くという考え方でよろしいのではないかと、この点が、私どもの考え方であるわけであります。

○小林亦治君 御説明でわかりますが、そういうお考えでこの六十四条但書の規定があるとするならば、殊更にこの例外が厳格に、嚴重に解釈されなければならぬという文句を前に置くのは、これは誤まりなのであります。やはりそれならばなおのこと、さつきも申し上げましたように、第一条、第四十四条、第六十四条第一項の原則というものは、私が申し込んだ通りに規定しなければ、この例外なんというものは、本当にこれはもう何万のうちの一つといったような極く稀な例外になつてしまふのであります。この末端の、これを施行するところの機関は容易に但書を活かさなうと思ふのであります。その点どうなんでしょう。

○説明員(和田正明君) 小林委員のおつしやいますこと、よくわかる部分もあるのですが、御承知のように日本のような農地が少く人口の多い土地におきましては、やはり農業以外から金を持つて来て、その金で、例えば米を買ふよりはというように、採算から農地を買ふというように、或いははかに職業がないために農地にくつ付いていなければならぬというように人たちが、農地の価格を釣り上げたり、小作料を釣り上げたりいたしましたことは、過去における農地

改革の土地制度を作ります一つの基礎に相成つておつたと思ふのであります。従つて農業以外から収益を擧げておきます人が、その金を以て農地を買いにしたりいたしますということ、は、農業全体から考えますと、やはりできるだけ避けたいという考えであります。四十四条のほうはやはり「国営を安定させるため」というふうに書いてあります。「又は」からあととは必ずしも專業農家ということではな

く、ここで自作農と申しますのは、土地の所有者がみずからその持つておる土地を耕やしておる農家という考え方でありますので、先ほど六十四条のところで申上げましたように、その村で必要欠くことのできない業務に従事いたします農家も、その範囲においてはやはり自作農であるというふう

に考へておるわけであります。

○小林亦治君 必要欠くべからざる業務に従事する者、医者と産婆とか、比較的富裕な或いは又閣でも買ひ得る資力のある者を対象にしておるようですが、私の言うのはそういうかたへには、これはまあ収入が多いのですから未墾地を上げなくてもよろしいのであります。問題は長年日雇とか或いは製炭とか、そういうものに従事しておるところのいわば準農家とでも申しましうか、耕作しておらないという連中の要望に應えるために、將來の農政ということは何回も申上げておつたのであります。それが一つ、それから医者とか産婆、そういう階級が価格の釣り上げをやつた。これを御承知ならば、それほど村落において資力のある者が土地を欲しておるのだと

いう現象がおわかりなのであります。私の申上げる原則通りの將來の農政を考へてもらえんかということ、まあくどくお尋ねするわけですが、それからもう一つ、四十四条でも、第一条でも、本法の原則は入植者と既

存農家というものをまあ第一点に置いて考へておられるようなんですが、入植者にはこれは毎年補助金或いは助成金というものが極く僅かずつではあるが増額されておる。だん／＼増額されて参つて本年度もまあ少しは二五％前後、多きは六〇％以上にも増えたものがございます。ところが増反開拓とい

つたような場合には、昭和二十四年度までは相當の助成金があつたわけですが、二十五年からはばたきとこれはなくなつた。これは若干食糧に余裕のある程度までには参らんにしても窮屈さがなくなつたためではありましようが、こういつたその日限りの行政でなくして、政府も食糧増産のために十カ年或いは五カ年、金額にしては三億或いは七千億といつたような巨額の計画をも持つておられるのであります。そういう面から政府みずからやらんでも、既存農家が増反の方法により開拓をなさんとする決意があるんでありますから、それらに先ず補助金の復活ですね、よりもつと高額のものを与えて、復活を求めておる方面の既存農家にやらしたほうが手取り早いと思ふのです。ところが今度は別個に又かような法案を持つて参る。増反者には何ら元の補助金或いは助成といつたような行政面が出ておらないのであります。これとむしろ相矛盾するのであります。政府が先頃発表した食糧増産計画

と對比しまして、この点はどういうのでしやうか。

○説明員(和田正明君) 只今の御質問の後段の問題は開拓政策上の大問題でございまして、又局長その他から別個に御答弁頂くのが適當かと思ひますが、御承知のように現在未墾地を政府が買収をいたしましてこれを売渡しまする場合には、三十年年賦の五分五厘で売渡しをいたすわけでありましたが、その前に道路を付けますとか、或いは水路を掘りますとか、溜池を付けますとかといふような基本的な工事に

ついては、大体全額国庫負担という建前を進んでおるわけでありまして、あと土地に於いて、木を伐つたり、草を刈つたりして掘り起しをいたしまして、農地として使えるようにいたしました開墾の問題が残るわけでありまして、純粋入植者の場合には大体無一文で入りまする場合がありますので、最初の生活費に當てますために開墾の補助金を出しておるわけでありまして、増反者の場合には抵けて増反をいたしたいけれども金がないとか、それを所有者が渡してくれないとかいふところにはやはり隘路があるわけでありまして、政府が買収をいたしまして年賦で売渡すといふことで資金の点の解決、或いは所有権から来る拘束を解決して参るといふことでありまして、大體或る程度の収入が他にありますので、純粋入植者の場合はどう差當つての生活に困らないであらうといふような考えからやつておることであらうといふふうに考へるわけでありまして、それから前段の問題は、先ほど来繰返して申上げておりますように、開拓

地として非常に大きな地区等を考えます場合には、産業とか或いは野穀治とか医者とかが必要でありましようが、小さな地域の場合には必ずしもそういうものが常に必要であるといふことはないわけでありまして、農業経営として純粋に伸びて行くといふ人々のために増反といふことを考へると

いふ考え方でも参る方針であります。

○小林亦治君 この補助を打切つた理由はわかるのですが、あなたのおつしやるほど既存農家が裕福じゃないのであります。政府が何千億といつたような金をかけても食糧増産をやらうといふのですから、前に手えておつたところの補助、助成を更にやる意思があるかどうか、これを伺いたいのではありません。補助をなさなくてもよろしいという理由は、今あなたがおつしやつたようなことであつたことを私も承知しておるのです。それほど裕福じゃないのであります。非常に未墾地の開拓には金、労力等もかかるのであります。それを復活させて頂きたいということなんです。本会議で大蔵大臣と農林大臣御両所に質問したときには、上げたんだが、今なか／＼財政が苦しいのだ。おい／＼とそのほうが案になつたならばといつたような御挨拶を受取つておるのであります。そうしてみますと、政府自体も増反開拓者にも補助は手えるべしという、こういうふうに考へておるようによ受取つたのであります。そこへ今度は十カ年或いは五カ年の計画を以て、而も日本の国家予算にすれば七千億と言へばこれは一カ年の予算なんです。それを投じてすら食糧増産をやらうとする熱意に燃えておられるのです。かかる機会こそ七千

億、三千億といったような大きな数字を出さなくとも、先ずこの増反開拓者に対するところの、既存農家に対する曾つての補助と助成を復活する。こういう行政をなされるのがこれは当然だろろうと思う。大風呂敷を振上げておいて、そつちのほうを棚上げして、今度は非常にけち臭いところの改正法案を出したとあつては、どうも政府を信頼できないのみならず、その政府の行政を担当しておるあなたがたの熱意と良識を疑ふものでもあります。従来の申訳はいいのです。それで将来どう考えておるかというのを聞きたいので、この点一つ出さねえか、ないならばないで結構なんです。そうしたいならしたいようにはつきりしたことを一つこの際伺つておきたいと思ひます。

○説明員(和田正明君) どうも本会議で両大臣が御答弁をなさつておられるので、改めて私から蛇足を附加せる必要はないかと思ひますが、まあ既存の農家といへども決して楽な生活をしておるわけではありせんから、でき得べくんばやはり従前同様の補助金を出すということは必要であらうと私も考へておるわけでありまして、でき得る限りその実現に努力をいたしたい。かように考へております。

○小林亦治君 私だけの質問で大変恐縮なんです、もう二三であります。が、言葉はどうでもいいが、その権限は今度市町村農業協同組合にも与えられることになつておるので、これらに単純なる農業協同組合のみか、或いは開拓農業協同組合とか、いろいろなものがございしますが、いやしくもこの農業協同組合法によるところの農業協同組合であれば、如何なるものでも買入れの申出ができるかどうか。

○説明員(和田正明君) 四十五条に「農業協同組合工書いてございしますのは、別に開拓農協でなければいかんというふうなふうには考へてはならないのであります。ここに書きました規定の趣旨は、農協が買入るといふことでございせん、政府なり県なりのほうで気が付かないために買入手続を進めないという開拓適地が村にある。あの所にこういふ適地があるから、政府で買入手続を進めて適当な入植者なり増反者のほうに充てようという手続を進めてくれ」といふことで、県庁なり或いは国なりに注意を喚起してもらつたという趣旨の規定でありますので、いづれの農協であらうと差支えないといふふうに考へております。

○小林亦治君 それから民事調停法による農事調停により権利を設定する場合、この特例を設けた趣旨は一体どうなんでしょうか。この場合にはこの権利の設定権、まあ認定権、許可権と言ひましようか、有効条件を司法機関の定めたる事項にも譲つてあるのですが、この場合一体どう考へてこういふ特例を設けられたか。知事の場合にはいろいろな審議機関があり、或いは農地部といったような専門部局を持つておるので、専門的な形式は幾らも補充できるのであります。司法機関はそれは参らなないのであります。これは裁判所の判事によるところの民事調停なんですから、その場合に単純に無条件にそれらの司法機関に委譲して差支えないかどうか。どういふお考へでこの委譲せられる規定というものをお作りになつたか、その内容を伺つておきたい。

○説明員(和田正明君) 民事調停法によります農事調停につきましては、最高裁判所の規則で必ず県庁の農地部におきまして小作主事が立会をするといふことを義務付けておるわけでありまして。この小作主事と申しますのは、御承知のように従前は小作官と申しまして、国が任免権を持つておつた官吏であります。地方自治法の改正以後は純粋に地方庁職員になつております。が、この民事調停による農事調停に立会うことだけをその職務といたしまして、これが必ず農事調停に立会うといふことが調停の手続として義務付けられております。本年度の予算では小作主事の裁判所への立会の旅費等も国が一点であります。それからもう一点は、調停と申しましても当然司法機関による処分であることは言うまでもないのであります。その裁判所がその法律の全体の趣旨に異なつた調停を下すといふことは万々あり得ないことであると考へます。又そのような事態があらう場合には改めて別個の行政訴訟等で、その効力を争う救済の手段もあるわけでありまして、行政権と司法権の間の丁度混つたところの調停といふ制度があるわけでありまして、今のようになつた二つの観点から除外をするといふことにいたしましたのであります。

○説明員(和田正明君) 民事調停法に對してないので、往々にして判事の専断によつて小作主事の意見が疎略せられたまま調停になつたといふのを私も実務として扱つておるんですが、そういうことが、摩擦が起きないようになつた最高裁判所の内部規程と異なつた農林省の側の何か一つ機になるような規定が欲しいと思ふのです。或る程度小作主事の意見が通るようになり、まあ常識的に申上げますならば、陪席するだけで殆んど意見を吐かない小作主事が多いのであります。全部裁判官に委しちやつて、殆んど出張する場合なんかも随行のような恰好で、飾物になる場合が非常に多い。で、当事者は、裁判所の前であつて非常に気が弱いためか、無理やりにそこできめられて、あとから物議を起すといふたのが事件の数として非常に全国的に多いのであります。これなからしむるためにはやはり最高裁判所のさういつた規程ばかりでなく、農林省の側からも、何らかの腕みを持つところの権限をその小作主事に与えるような配慮がなければ、今申上げた欠陥というものは是正されないように思ふのであります。何かそれに対する御用意がどうか。或いは通牒でも訓令でもいいかと思ひますが、もつと根本的な指示、指導といふものがなければ今言ふ弊害といふものは断たないと思ふのであります。この点如何でしよう。

○説明員(和田正明君) この農事調停につきまして、只今御指摘のような問題がぼつ／＼出ておることは私も承知をいたしておるのであります。私も修正案に持つて参りたい。かういふふうにお考へておるのです。ただ私の、あなたの御答弁で満足したものは一つた一つしかないであります。民

○小林亦治君 従来の小作官といふものはなくなつて、小作主事と言ひましようか、さういふのがあるのであります。それは必ず聞かせなければならぬといふ建前にはなつておりますが、その意見の拘束力というものは司法機関

県庁の職員等の指導なり研修等にも力を注ぎまして、将来力のある小作主事を作つて参ることも一つの策かと思ひますが、その他全体としてこの小作主事の発言権を強めまして、調停の効果を、御指摘のような逆な方向へ走らないよう十分研究をいたしまして、処置をいたしたいと、かように考へまして、現在いろいろ準備をいたしておる段階であります。

○小林亦治君 長くなりましたので、結論的な私の質問はこれでやめますが、まあ要するに今まで伺つたことを要約いたしますと、第一条、四十四条、六十四条、これを修正してもらいたいこと。それから都道府県知事の権限といふものをこの法案のような範圍にまで認めないで、やはり従来通り都道府県農業委員会の権限といふものを維持したほうがよろしいという基本的な意見なんです。仮に都道府県知事に委譲せられるにしても、もつと農業委員会から選任するところの委員の数を増やさなければならぬ。やはり絶対多数でなければならぬという原則規定はないのであります。要は運用の上でさういふことはあるまいとおつしやるだけで、これはいささかも私どもの考へを解くところのものにならない御説明なんです。それで私は私どもは引下り得ないこと。それから先ほど申しましたところの三反歩といったような制限は、これは是非基本法で削除してもらいたい。さういふふうにお考へても修正案に持つて参りたい。かういふふうにお考へておるのです。ただ私の、あなたの御答弁で満足したものは一つた一つしかないであります。民

○説明員(和田正明君) この農事調停につきまして、只今御指摘のような問題がぼつ／＼出ておることは私も承知をいたしておるのであります。私も修正案に持つて参りたい。かういふふうにお考へておるのです。ただ私の、あなたの御答弁で満足したものは一つた一つしかないであります。民

事調停によるこれだけで、あとは全部
不満足なんです。というのは、これは
決して反感を持つて申上げるのじやな
いのであります。やはり法制に對する
ところの基本觀念が若干あなたがたと
食い違つておる。私のほうは先のほう
まで見通しておるのと、現在の私の疑
念が生ずるに至つたところの實情を数
多く私どものほうが見ておるために、
そういう議論が出て参つたので、これ
は議論のやり取りでなくして、是非一
つの實情が物語つておるところの輿論
であるといつたようにお汲み取り願つ
て、是非將來一つの深い御参考にして
頂かないと、この法案ばかりでなく、
いろ／＼と付随関連した法案が今後た
くさん出るのであります。いずれにも
関連するので、そういう考え方もあ
り、且つそういう考え方が生まれたと
ころの原因というものは、地方の實情
が語つておるんだということを、是非
この際御認識願いたいと思うのであり
ます。なおほかの委員のかた／＼に譲
りまして、細かいところはあとから又
伺いたいと思います。この程度にして
私の質問は終わります。

○委員長(羽生三七君) 局長も御都合
で本日は出席されておりませんので、
明日日を改めて又質疑を続行願うこと
といたしまして、本日はこの程度で散
会いたします。

午後三時四分散会